



大地震対応マニュアル

平成30年7月12日策定
(平成31年4月10日改訂)

国立大学法人 北海道教育大学

大地震対応マニュアルについて

この大地震対応マニュアルは、本学キャンパス所在地域で震度6弱以上の地震（以下「大地震」という。）が発生した場合を想定し、国立大学法人北海道教育大学危機管理規則（以下「危機管理規則」という。）に基づき、学長を本部長とする危機対策本部と当該キャンパスの危機対策室が連携して災害発生時の適切な対応をとるための活動要領とするものです。

目 次

第1部 大地震への備え	1
第1章 地震の規模及び被害	1
1 過去に発生した地震の規模及び被害	
2 地震の揺れと被害想定（震度6弱～震度7）	
3 建物の耐震性能	
第2章 防災対策	3
1 転倒・落下防止等のための安全措置	
2 防災教育と防災訓練	
3 災害発生時のバックアップ態勢	
4 安否確認体制	
第2部 危機対策室・危機対策本部	4
第1章 危機対応の目的、基準	4
1 地震災害対策における目的・目標	
2 危機管理対応基準	
3 地震発生時における初期対応	
4 職員の行動基準、参集体制	
5 連絡体制	
第2章 危機対策室・危機対策本部	7
1 危機対策室の設置	
2 危機対策本部の設置	
3 非常時優先業務	
第3部 大地震・津波・火災への対応	11
第1章 総合防災訓練	11
1 個別マニュアル、関係規則等	
2 大地震対応マニュアル（ポスター判）	
第2章 大地震への対応	13
1 大地震発生時の対応	
2 災害発生時のバックアップ態勢	
3 救助要請への対応	
4 原子力災害への対応	
5 災害に関する情報	
6 防災備蓄	
7 復旧対応	
8 復旧対策	

第3章	津波への対応	18
1	津波への備え	
2	津波警報・注意報の分類と、とるべき行動	
3	津波災害発生時の安全対策	
4	防災マップ（津波ハザードマップ）	
第4章	火災への対応	23
1	自衛消防隊の活動	
2	火災発生時の安全対策	
第5章	安否確認体制	24
1	安否確認システム	
2	緊急連絡網	
3	その他	
第6章	業務、教育活動の再開	25
1	事業継続計画	
2	業務、教育活動の再開	
第7章	地域社会との連携	27
1	地域への協力	
2	避難場所及び避難所の指定	
3	北海道地区国立大学間の連携・協力	
【参考資料】	国立大学法人北海道教育大学危機管理規則	28

第1部 大地震への備え

第1章 地震の規模及び被害

1 過去に発生した地震の規模及び被害

過去の地震被害事例によると震度6以上において大規模な被害や混乱がおきている。

発生年月日	地震名	最大震度	津波 (cm)	死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
1993.1.15	釧路沖地震	6		2	0	966	53	254
1993.7.12	北海道南西沖地震	6	1,680	202	28	323	601	408
1995.1.17	阪神・淡路大震災	7		6,434	3	43,792	104,906	144,274
2003.9.26	十勝沖地震	6弱	255	1	1	849	116	368
2007.7.16	新潟県中越沖地震	6強	32	15	0	2,346	1,331	5,710
2011.3.11	東日本大震災	7	930以上	19,667	2,566	6,231	121,783	280,965
2016.4.14	熊本地震	7		272	0	2,808	8,668	34,720
2018.9. 6	北海道胆振東部地震	7		41	0	749	415	1,346

※震度5と6は、1996年から「弱」と「強」の2段階となる。

※東日本大震災の被害状況は、2018年9月7日現在（消防庁）

※熊本地震の被害状況は、2018年10月15日現在（消防庁）

※北海道胆振東部地震の被害状況は、2018年11月6日現在（消防庁）

※「震災」とは、地震によって引き起こされた災害のことで、大規模なものを「大震災」という。

2 地震の揺れと被害想定（震度6弱～震度7） ※気象庁「震度階級関連解説表」より引用

(1) 人の体感、屋内及び屋外の状況

震度	人の体感	屋内の状況	屋外の状況
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損することがある。

(2) 建物の状況

震度	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
6弱	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ、亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いた	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ、亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ、亀裂が多くなる。

		りすることがある。倒れるものもある。		
6強	壁などになびび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などに大きなびび割れ、亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材にびび割れ、亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のびび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのびび割れ、亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材にびび割れ、亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のびび割れ、亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(3) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。なお、震度6強程度以上の地震が発生した場合には広い地域で断水、停電が発生することがある。 安全装置のある貯水タンクでは、震度5強以上の揺れで遮断装置が作動し、水の供給を停止する。
鉄道の停止 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、運行規制が、各事業所の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話、インターネット等による安否確認、問合せが集中し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起ることがある。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には安全確認などのため時間がかかることがある。

3 建物の耐震性能

Is値（Seismic Index of Structure＝構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表す指標で、Is値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されます。

このIs値がどれくらいなら安全といえるのでしょうか。2006年1月に出された国土交通省告示第184号は、

- ・ $Is < 0.3$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
- ・ $0.3 \leq Is < 0.6$...地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ $0.6 \leq Is$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

としています。十勝沖地震や宮城県沖地震でも、Is値0.6以上の建物で甚大な被害を受けたケースは見られないことから、Is値の妥当性を判断することができます。

こうしたことから、一般的な建物については「Is値0.6以上かどうか」がひとつの重要な目安となります（ただし建物の規模や用途によって例外もあります。例えば文部科学省では、公立学校施設のIs値を「おおむね0.7を超えること」としています）。

第2章 防災対策

地震は突然発生するので、適切に対応できる準備を常日頃行っておく必要がある。万一地震が発生しても即座に対応できる体制の準備、二次災害が発生しないような対策（危険物の保管方法等）、機器類等の転落・落下防止対策を日頃からとっておくことにより、地震が発生したときに被害を最小限に食い止めることが可能となる。

1 転倒・落下防止等のための安全措置

設備、什器・備品等は、固定していないと地震で移動・転倒して思わぬ凶器になることがある。重量物や先が鋭利な物は天井・壁・床などに固定用金具でしっかり固定する。転倒防止は、教職員や学生等のケガ防止のみならず、避難経路の確保、パニックの防止につながる。

衛生管理者、産業医による定期的な職場巡視等の結果に基づく指導等も対処の対象とする。

2 防災教育と防災訓練

防災教育、防災訓練は、実際の災害から身を守ることや、災害が発生したらどう行動するかを確認するものである。

災害発生時の対処能力を養成するには、教育・訓練によらざるを得ない。訓練の対象・場面などを多様に設定し、目的を絞り込むことが効果を高める早道である。特に実際に指揮命令する者の実践的な対応力を向上させることが重要である。

3 災害発生時のバックアップ態勢

地震発生に伴う停電、断水等が発生した場合に備え、自家発電設備、バックアップ用サーバー、貯水槽等を整備する。

4 安否確認体制

大規模な災害時においては、構成員である役職員・学生等の安否を把握することが重要であり、全学的な安否確認体制を構築する。

第2部 危機対策室・危機対策本部

第1章 危機対応の目的、基準

1 地震災害対策における目的・目標

(1) 目的

- ① 本学の役員、職員、学生、生徒、児童、幼児及び来学において業務を認められた者の安全を確保する。
- ② 大学の資産を保全する。
- ③ 業務の早期復旧を図る。

(2) 目標

- ① 大学構内における人的、物的被害を最小限に留める。
- ② 震災後3日以内に教育活動他、大学の業務を再開する。

2 危機管理対応基準

本学の危機管理基本計画において、危機レベルに応じた組織的な対応が示されている。地震災害時の標準的な危機対応を次のとおりとする。

(1) 危機状況区分（標準）

事象	レベル1	レベル2	レベル3
地震	震度4以下の場合で、次のとき (1)負傷者がいない場合 (2)建物、建物以外の工作物、土地又は設備(以下この表において「施設」という。)の被害の程度が軽微である場合	1 震度5弱又は震度5強の場合で、被害の拡大のおそれがないとき 2 震度4以下の場合で、次のとき (1)軽傷者が発生した場合 (2)施設に被害(軽微であるものを除く。)が発生した場合	1 震度6弱以上 2 震度5強以下の場合で、次のとき (1)死亡者、行方不明者又は重傷者が発生した場合 (2)施設に被害が発生した場合で、被害の拡大のおそれがあるとき

(2) 危機管理体制（標準）

レベル	各校等	全学
1	部局内の緊急連絡網による対応	担当部署が後日報告を受ける
2	連絡委員は部局で対応、状況により危機対策室を設置(危機事態の推移によっては、学長に危機対策本部の設置を要請)	緊急連絡網で担当部署が連絡を受け、担当理事等に連絡し指示を受ける
3	危機対策室設置	危機対策本部設置

3 地震発生時における初期対応

大地震が発生した場合、地震発生地域所在のキャンパスは、危機管理規則第2条第6号に規定する各校等責任者(以下「各校等責任者」という。)の下、当該キャンパスが定める行動基準もしくは毎年実施している防災訓練に基づく通報連絡、避難誘導、救護活動、消火活動等の初期活動を、迅速かつ適切に行うものとする。

4 職員の行動基準、参集体制

行動基準は、災害発生時に職員の立場に応じて、災害初期対応後の業務継続、復旧活動又は帰宅、あるいは勤務時間外（学外）において出勤又は自宅待機等の基本的な行動基準を示し、危機対策本部又は危機対策室から指示を受けられない場合でも自ら判断できる基準を示すものである。

(1) レベル3の地震が発生した場合

教職員は、キャンパス所在地が「震度6弱」以上である情報を得た場合、自らの安全確保及び家族の安全確保を最優先とした上で、周囲の安全が確認でき次第、参集する。なお、「震度5強」以下の場合においても、報道される被害状況から、大学が被災した場合は参集を原則とする。

また、教員は、研究室の状況を確認し、必要な安全対策を講ずるものとする。

(2) レベル2の地震が発生した場合

区分	学内にいる場合・勤務時間内の場合	学外にいる場合・勤務時間外の場合
・総務課危機管理担当者 ・各校等危機管理担当者 ・各校等での指名職員	・災害初期対応の後、危機対策活動を開始する。	・安否状況を報告し、家族の安全を確保した後、出勤し危機対策活動を行う。
・その他の職員	・災害初期対応の後、大学の指示により危機対応活動に参加もしくは帰宅する。	・安否状況を報告し、大学の指示に従う。

※ 出勤とされている場合でも、家族に負傷者や安否不明の者がいる場合、交通事情により出勤できない場合はその限りではない。

※ 各校等に、別に定める行動基準がある場合は、その基準に従うものとする。

5 連絡体制

(1) 報告の対象

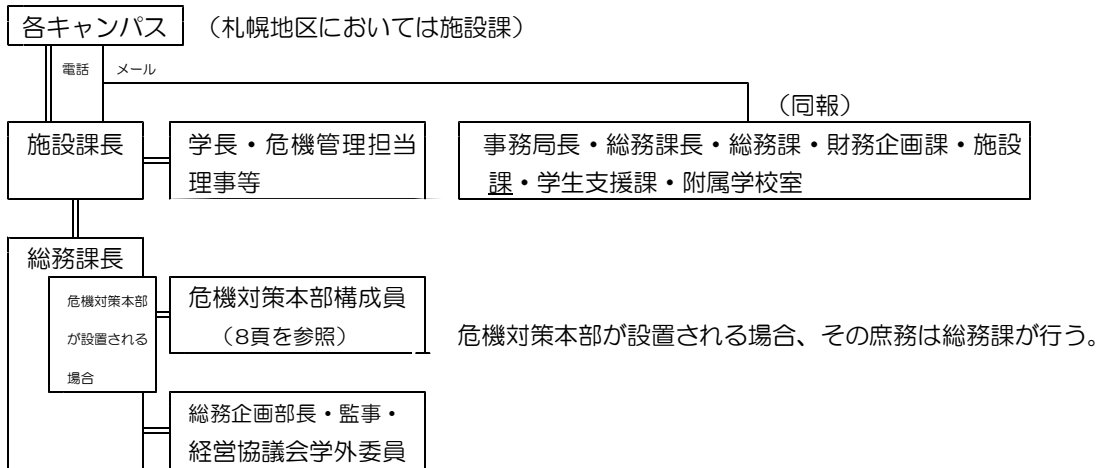
区分	対 象
地震	○震度5弱以上～被害の有無にかかわらず報告 ○震度4以下～被害が有る場合のみ報告 ○その他指示がある場合

※上記にかかわらず、各キャンパスにおいて必要があると認める場合も報告すること。

(2) 学内の連絡体制

各キャンパスからの報告先を施設課とする。（危機管理基本計画、別紙1・部署（担当課（室））の連絡先一覧）

- ① 事務長は、電話により概況を施設課長（不在の場合は副課長又は担当者）へ報告する。
事務局内の連絡は、施設課長が緊急連絡網により行い、危機対策本部の設置が必要な場合等は総務課長にも連絡する。（以下を参照。）
- ② キャンパスの担当者（グループ）は、事務長の指示により、所定の様式に記載した被害状況をメールに添付して施設課長に報告する。また、同報等により事務局長他にも同時に報告する。
学長及び理事等への報告は施設課長が行う。
（注）メールが使用不可能な場合、夜間や休日等の場合の対応は、施設課長の指示による。
- ③ 学長が危機対策本部の設置が必要と判断したときは、危機対策本部の構成員への連絡は総務課長が行う。
監事及び経営協議会学外委員への報告は総務課長が行う。



④ 報告様式 災害状況報告書

災害状況報告書 (第 報)

キャンパス名：

令和 年 月 日 時 分現在

◆災害の概要	
① 発生日時	令和 年 月 日 時 分
② 災害種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風(号) <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他()
③ 災害規模	震度() マグニチュード() 雨量(mm) 最大風速(m) 積雪(m)
◆被害の状況	
【被害箇所】 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学生寮 <input type="checkbox"/> 附属学校 <input type="checkbox"/> その他()	
① 人的被害 ※有の場合以下の項目等を記載 ・職員、学生、生徒、留学生の区分 ・重傷、軽傷等被害の状態 ・手当等の処置内容 ・外部への救援要請 など	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・人身被害状況：負傷者 名、死亡者 名、 ・負傷者の状態、処置内容： ・外部への救援要請の有無：
② 施設・設備等被害 ※有の場合以下の項目等を記載 ・〇〇棟、〇〇施設等の名称 ・〇〇教室等の名称 ・被害状況 ・火災の有無 ・ガス停止等の応急措置内容 など	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・災害発生場所： ・被害の状況： ・火災の有無：
③ 休校等の措置 ※有の場合以下の項目等を記載 ・措置を行った日 ・措置内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・措置期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日 ・措置内容：
④ その他 ※以下の項目等を記載 ・公共交通機関の運行状況 ・学外インフラの状況 ・学外者への救援対応状況	

第2章 危機対策室・危機対策本部

1 危機対策室の設置

(1) 設置基準

キャンパス所在地で大地震が発生した場合、各校等責任者は、危機対応基準（レベル）を考慮のうえ危機対策室を設置し、学長又は危機対策本部と連携してその対応にあたる。

地震発生地域	地震の規模等		危機対策室の設置
キャンパス所在地	震度6弱以上		○（レベル3）
	震度5強以下	各校等責任者が必要と判断した場合	○（規則17-1後段）
		学長が必要と判断した場合	○（規則14-2）
	危機対策本部長が必要と判断した場合		○（規則16-3）

(2) 組織

各校等責任者は、当該危機に対して各校等として対応する必要があると判断したときは、当該各校等に危機対策室を設置し、室長となる。

危機対策室の組織、運営その他必要な事項は、各校等が別に定める。

2 危機対策本部の設置

(1) 設置基準

キャンパス所在地で大地震が発生した場合、学長は、全学的に対応する必要があると判断したときは、速やかに危機対策本部を設置する。危機対策本部の庶務は総務課が行う。

地震発生地域	地震の規模等		危機対策本部の設置
キャンパス所在地	震度6弱以上		○（レベル3）
	震度5強以下	学長が必要と判断した場合	○（規則14-1）
		危機対策室長の申し出があった場合	○（規則17-5）

(2) 設置場所

危機対策本部の設置場所は、地震発生地域所在のキャンパスとWEB会議を繋ぐことができる事務局（札幌）の第1会議室（状況に応じて札幌駅前サテライト教室等）とする。

(3) 設置に必要な条件

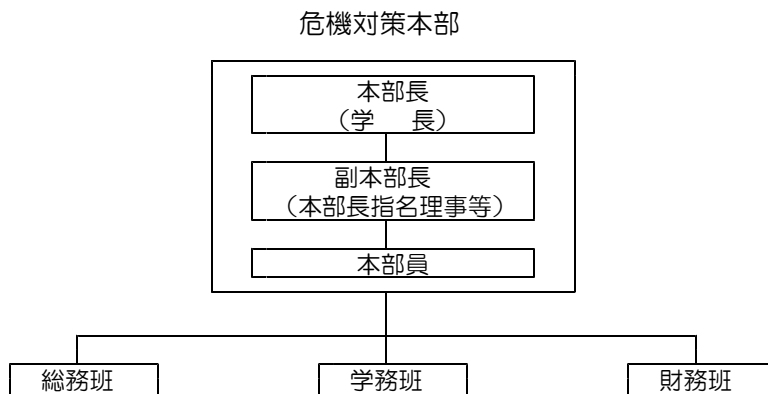
危機対策本部には、以下の必要な備品類を備えていること。

区 分	品 名
什器・備品類	机、椅子、ホワイトボード、懐中電灯、非常用電源、暖房機
通信機器類	電話機、災害時優先電話、FAX、携帯電話、パソコン、トランシーバー
事務機器類	コピー機、パソコン、プリンター、カメラ（動画撮影可能なもの）、ボイスレコーダー、筆記用具
情報収集機器類	テレビ、ラジオ、電話、インターネット

(4) 組織（危機管理規則第15条）

- ①本部長 学長
- ②副本部長 本部長が指名する理事又は副学長
- ③本部員 理事
副学長
事務局長
総務企画部長
財務部長
教育研究支援部長
関係する課、室等の長
- ④本部員 必要に応じて関係する各校等責任者（札幌校キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、保健管理センター長、附属学校長等）
（※庶務 総務課）

(5) 組織図



(6) 役割

区分	役割	担当課(室)
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 全学の指揮監督 危機対策本部の業務を総括 	
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の補佐 	
総務班 ・総務、財務担当副学長 ・社会貢献、附属学校担当副学長 ・研究、国際交流・協力、教職員研修担当理事 ・教育・評価担当理事 ・総務企画部長	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置・総合調整 キャンパスとの連絡調整 各班及び各部署との連絡・調整 災害情報の収集・整理 大学内周知、渉外、メディア対応 教職員への情報提供 避難所の設営 避難住民の対応 附属学校への情報提供 児童・生徒の安否確認 教職員の安否確認 研究被害対応 附属図書館への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 附属学校室 人事課 連携推進課 学術情報室
学務班 ・学生支援、入試、ICT・情報担当理事 ・教育、評価担当理事 ・研究、国際交流・協力、教職員研修担当理事 ・特命事項担当副学長 ・教育研究支援部長	<ul style="list-style-type: none"> 学生への情報提供 学生の安否確認(指導教員からの情報の集約) 学生保護者への対応 教育活動の継続・再開 留学生への情報提供 留学生の安否確認 受験生への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 学生支援課 教務企画課 国際課 入試課
財務班 ・総務、財務担当副学長 ・財務部長	<ul style="list-style-type: none"> 必要経費の試算・確保 緊急対応物資の確保 施設・設備・物品等の被害調査 危険物の撤去、応急復旧 インフラ(基幹設備、通信設備等)の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 財務企画課 経理課 経理課、施設課 施設課

(7) 組織別時系列業務

部門	初動期(初日)	展開期(3日以内)	安定期・撤収期(3日以降)
危機対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 指揮命令システムの確立 最優先業務の決定 救出活動の指示 負傷者の救護活動指示 通信連絡手段確保 キャンパスへの総括的指示 地域住民への対応決定 	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定士の派遣を要請 業務の優先順位決定 突発事案への対応 学外への応援依頼 動員体制の決定 ライフライン復旧状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧計画実行の指示 今後の大学運営への各種影響調査
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設営・担当 教職員の安否確認 児童・生徒の安否確認 重要書類の避難 広報・渉外・メディア対応 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部担当 教職員の安否確認 児童・生徒の安否確認 広報・渉外・メディア対応 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部担当 教職員のメンタルケア 広報・渉外・メディア対応

	応 ・避難所の設置・運営	・避難所の運営	
学務班	・学生の安否確認 ・留学生の安否確認 ・学生・留学生への情報提供 ・教育活動の継続	・学生の安否確認 ・留学生の安否確認 ・教育活動の継続	・教育活動の継続 ・学生・留学生のメンタルのケア
財務班	・施設・設備の被害確認 ・ライフラインの確認 ・緊急必要物資の手配 ・二次災害防止処置	・施設・設備の復旧 ・インフラ（基幹設備、通信設備等）の整備 ・備蓄物資の配給	・施設・設備の復旧 ・インフラ（基幹設備、通信設備等）の整備

3 非常時優先業務

大規模災害が発生した場合には、大学の施設、設備及び情報システム等や、業務全般も影響を受ける可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提に業務を行うことはできない。そのため、災害時において優先順位の高い業務を「非常時優先業務」として予め選定しておき、これらの業務に集中して取り組む。

(1) 事業継続計画

大規模災害時において、応急対策や優先度の高い通常業務を実施し、平常時の業務レベルまで向上を図るため、本学の事業継続計画を定めている。（平成31年4月10日策定）

(2) 非常時優先業務

非常時優先業務は、次の「災害応急業務」と「優先通常業務（優先度の高い通常業務）」に区分され、本学の事業継続計画において、当該各業務に、優先度と概ねの業務開始目標時間を設定している。

① 災害応急業務

本学の危機管理個別マニュアルに基づき、事務局各課（室）が行う「応急対策」及び「早期実施が必要な復旧対策」をいう。

応急対策：危機対策室、危機対策本部の設置、通信手段の確保等

早期実施が必要な復旧対策：危機管理個別マニュアルに定める復旧業務のうち、優先度の高い業務

② 優先通常業務（優先度の高い通常業務）

通常業務のうち、大学運営や教育研究活動に重大な影響がでるため中断できない、又は中断しても早期再開を必要とする業務をいう。

優先通常業務以外の通常業務は「休止業務等」として区分し、休止又は延期するか、全学的な非常時優先業務の進捗状況を踏まえ、支障とならない範囲で実施する。

第3部 大地震・津波・火災への対応

第1章 総合防災訓練

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、地震の直後、神戸市内各所で同時多発の火災が発生した。また、東日本大震災（平成23年3月）において、津波に起因する広範囲の火災を含む多くの火災が発生している。地震発生時には、地震・津波対策と防火対策を一元化させることが必要となる。

現在、すべてのキャンパスで、大地震発生とそれに伴う火災発生を含む総合防災訓練が実施されている。

1 個別マニュアル、関係規則等

地震等の大規模災害発生時の対応に関する本学の個別マニュアル、関係規則等は次のとおり。

- 大地震対応マニュアル（ポスター判）（平成29.4策定）
- 事業継続計画（平成31.4.10策定）
- 総合防災訓練実施要領等（各校）
- 大規模地震発生における時系列行動計画（各校）
- 避難誘導マニュアル（各校）
- 釧路校及び附属釧路義務教育学校危機管理要項（釧路校）（平成30.4.4制定）
- 地震、津波等の災害発生時の対応について（釧路校）（平成26.10制定）
- 札幌地区防災管理内規（平成30.3.29制定）
- 札幌地区防災管理実施要項（平成30.3.29制定）
- 札幌地区学生寮防火管理実施要項（平成30.3.29制定）
- 旭川校防火管理内規（平成16.4.1制定）
- 旭川校自衛消防活動内規（平成16.4.1制定）
- 釧路校防火・防災管理内規（平成26.3.28制定）
- 釧路校消防計画（平成26.3.28制定）
- 函館校防火管理内規（平成16.4.1制定）
- 函館校自衛消防活動内規（平成16.4.1制定）
- 岩見沢校防火管理内規（平成16.4.1制定）
- 岩見沢校自衛消防活動内規（平成16.4.1制定）
- 札幌地区附属学校防災管理内規（平成30.4.1制定）
- 札幌地区附属学校防火管理実施要項（平成30.4.1制定）
- 旭川地区附属学校防火管理内規（平成24.3.30制定）
- 釧路地区附属学校防火管理内規（平成24.8.1制定）
- 函館地区附属学校防火管理内規（平成24.4.27制定）

※ 旭川校及び岩見沢校に係る防火管理内規では、火災以外の災害に対する措置についても、この内規を準用することとしている。また、旭川校並びに釧路、函館及び函館地区の附属学校園に係る防火管理内規では、震災、風水害その他の災害についても、この内規を準用することとしている。

2 大地震対応マニュアル（ポスター判）

災害について正しい知識を身につけ、日頃から備えを怠らず、地震発生時の自発的行動が行えるよう、大地震対応マニュアルを作成し、学内に掲示している。

大学構内一時避難場所

地震が発生したら

- 窓や扉、ガラスが割れたり倒れやすいものから離れ、落下物に注意
- むやみに動かす安全を確保
- 非常口やドアを開けて避難口を確保
- 火気を使用している場合は、身の安全を確保後、火の始末
- エレベーターは使用せずに階段で避難
- 本学のエレベーターは、地震発生時に自動停止するシステムになっています。
- 正確な情報伝達を行い、なるべく集団で行動
- 負傷者の救護や初期消火に協力
- 家族との安否確認及び大塚への安否報告

大学からの情報はホームページでお知らせします。

日頃の準備

大規模地震の発生を防ぐことはできなくても適切な準備を行うことで被害を軽減することができます。どのような備えが必要か日頃から考えておくことが大切です。

- 大学及び自宅周辺の一時避難場所と避難経路の確認
- 震源の非常階段の位置の確認
- 震源の消火器の設置場所の確認
- 自宅へ歩いて帰宅する場合の経路および所要時間の確認（災害時徒歩約2.5km/h）
- 具体的な情報収集手段および緊急避難場所等の確認（大学および進学・通勤途中）
- 自宅の棚、タンス等の転倒防止対策
- 緊急時情報メモの作成
- 非常用アイテムの確認・準備
- 大学への連絡方法の確認
- 家族との連絡方法の確認
- 災害伝言サービス利用方法の確認

地震発生から避難まで ⇒ 裏面

家族等への連絡方法

【NTT災害伝言ダイヤル】
災害発生時など被災地の方との電話連絡ができにくいときでも被災地の方との連絡・安否確認ができる便利なサービスの伝言サービスです。

1. 伝言の登録（被災地）
- 自分から伝言を登録し伝言したい時①「191」をダイヤルする。
②「1」をダイヤルする。
③自分の電話番号や住所を伝言する。
④メッセージを録音する。（30秒以内）
2. 伝言の再生
- 相手の伝言を確認したいとき①「191」をダイヤルする。
②「1」をダイヤルする。
③相手の電話番号や住所を伝言からダイヤルする。
④メッセージを再生する。（30秒以内）

【携帯電話会社の災害伝言サービス】
大規模災害発生時に、携帯電話から安否確認を登録し、連絡された安否情報をインターネット等を通じて確認できるサービスがあります。詳細は各携帯電話会社のホームページで確認ください。

非常用アイテム

非常用持出し品の例

<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 学生証
<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> 現金簿	<input type="checkbox"/> 印鑑
<input type="checkbox"/> 絆創膏・包帯	<input type="checkbox"/> 常備薬
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 予備電池	<input type="checkbox"/> 下着・上着・軍手等
<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> タオル・ティッシュペーパー

非常用備蓄品の例（3日分程度）

- 飲料水（1人1日3ℓを目安）
- 非常食
乾パン、缶詰（缶切り）、レトルト食品、栄養補助食品、ドライフーズ、インスタント食品、菓子類等
- その他生活用品
毛布、寝袋、洗面道具、ポリタンク、ろうそく、ライター、使い捨てカイロ、ロープ、ビニール袋、卓上コンロ、ガムテープ、トイレトイレットペーパー等

緊急時情報メモ

氏名 _____
所属 _____
キャンパス _____
学生番号 _____
緊急連絡先 _____
住所 _____
生年月日 _____
血液型 _____
持病 _____
常用薬 _____
アレルギー _____
自宅近くの避難場所 _____
※速記ペンを使用してください。

地震発生

揺れがおさまった

YES → その場所を動かさない

NO → 一次避難場所へ避難

交通機関が動いていない

YES → 自宅へ

NO → 避難所へ

落ち着いたら

大学へ安否報告

大きな地震が発生したら

- 冷静に落ちついてまず身の安全を守る。
- 窓や扉、ガラスなど割れたり中もの飛び出しそうなものから離れる。
- 机の下などにもぐるか、バッグ・衣類などで頭を覆って落下物から頭と手足を守る。
- 余裕があれば、ドア付近にいる人はドアを開け、出口を確保する。
- 実験中など火気を使用しているときは身の安全を確認した上で火を消す。また薬品などから離れる。
- 広場やグラウンドなど、落下物のない場所にいる場合は、その場で揺れがおさまるのを待つ。

揺れがおさまったら

- 余震の可能性もあるので、あわてず様子を見る。
- 周囲のものが倒れたり、落下するおそれがない場合はその場で待機する。危険と判断した場合は安全な場所へ移動する。
- 火災が発生している場合は、身の安全を確保し、まわりの協力を得て初期消火に努める。消火困難な場合は火から離れる。
- 負傷者がいる場合は、身の安全を確保し、まわりの協力を得て応急手当し最寄りの事務室に連絡する。

大学構内一時避難場所

避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適しています。大学ではあらかじめ一時避難場所を定めています。が、地震発生状況等により、場合によっては安全な別の場所へ避難してください。

一時避難場所は裏面の平面図を参照

避難する時のポイント

- 教職員や非常放送の指示に従って避難する。
- 避難の支障になる大きな荷物は置いていく。
- 火災が発生している場合は、煙を吸わないようタオルなどで口を覆う。
- エレベーターは使用せず階段で移動する。

帰宅するか、大学に残るか？

帰宅する場合
余震がおさまって落ち着いたら、帰宅するかどうか検討する。 ※教職員は大学の指示に従う。

- 帰宅する目安は、大学から自宅が20km以内であるかどうかです。ただし、地震の規模、時刻、天候、自身の体調や体力によって臨機応変に対応する。
- 帰宅時は、できるだけ同じ方向の者と複数で行動する。
- 帰宅後は速やかに大学へ安否報告する。

大学または最寄りの避難所に残る場合

- 交通機関が停止する、帰宅が深夜になる等、帰宅が困難となった場合は、大学内または最寄りの避難所を利用する。
- 校舎内の移動、宿泊場所については教職員の指示に従う。

津波からの回避

震度4以上の強い地震が発生した場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときは津波が発生するおそれがあります。

気象庁は、津波が起きるおそれがある場合、津波警報を発表します。津波警報には、津波の到達時間、地域、予想される津波の高さなどが含まれ、警報によって「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」に区分されます。

警報発令から避難まで

- 「津波注意報」が発令された場合は、その内容やその後の情報に注意を払いつつ、避難経路・避難場所を確認してください。
- 「津波警報」発令後は、安全確保のために直ちに高い建物の上層に避難してください。

津波が襲来してきたら

- まず我が身の安全を優先しましょう。自分がけがをしては避難出来ません。
- 浸水が始まったら、遠くへの避難はあきらめ、できるだけ高い所に上がってください。浸水中は、漂流物により転倒する危険が大きく、避難できなくなる場合があります。

大学への連絡方法

大地震が発生した場合、大学は学生及び教職員の安否確認を行います。

学生及び教職員が事前に登録したメールアドレスに対し、安否確認のメールを送信します。そのメールに返信してください。メール登録をしていない方は、下記の電話番号に電話で安否を報告してください。

学 生	
電 話	
札幌校	011 (778)0963
旭川校	0166 (59)1229
釧路校	0154 (44)3238
函 館 校	0138 (44)4221
岩見沢校	0126 (32)0443

報告事項

①氏名 ②所属校 ③学生番号
④本人・家族の状況
⑤自宅・避難場所の状況
⑥避難している場合は避難先の住所、連絡先
⑦その他

教 員 長

電 話	
札幌校	011 (778)0375
旭川校	0166 (59)1204
釧路校	0154 (44)3214
函 館 校	0138 (44)4204
岩見沢校	0126 (32)0433

報告事項

①氏名 ②所属部署 ③本人・家族の状況
④自宅・避難場所の状況
⑤避難している場合は避難先の住所、連絡先
⑥その他

大震災が発生した場合、非常ホームページで必要な情報の提供と安否情報提供の呼びかけを行いますので本学のホームページに注意してください。

本学HPの大学紹介「災害に関する情報」ページ及び大学教育情報システム（UNIPA）にPDFデータを掲載している。A4サイズに印刷し、余白を切り取り、折り込むと携帯サイズにできる。

1 大地震発生時の対応

大学の建物はIs値0.7以上であり、想定される大地震の発生に対して倒壊又は崩壊する危険性は低いので、あわてて屋外に避難するよりは屋内に居ることが安全と言える。まずは窓から離れ、落下物に注意し、身の安全確保につとめる。激しい揺れが収まったら直ちに火の始末をし、出口を確保することが求められる。

(1) 地震発生時の安全対策（各自）

身の安全確保につとめる

- ・頑丈な机やテーブルの下に隠れる
- ・カバンや座布団で頭を守る
- ・激しい揺れが収まったら直ちに火の始末をする
- ・あわてて外に飛び出さない
- ・余震に注意する

(2) 危機対策室設置

各校等の責任者を長とする危機対策室を設置するとともに、毎年、実施している総合防災訓練の実施要領等を参考に、あわてず、安全に対処することが求められる。

① 校内への非常放送

例【地震発生直後】

ただいま大きな地震が発生しました。あわてずに身の安全を確保するとともに火の元の安全を確認してください。余震による落下物等に注意してください。負傷者、被害の状況等を、事務室（又は警備員室等）に連絡してください。エレベーターの使用を禁止します。今後の放送に注意し、次の指示があるまでその場で待機してください。

（2回以上繰り返す）

（大学の建物はIs値0.7以上であり、屋外に避難するよりは屋内に居ることが安全と言える。）

【被害状況確認中】

こちらは〇〇です。（先ほどの地震による津波の心配はありません。）地震による被害状況を確認中です。余震による落下物等に注意してください。まわりの方と協力し合って、身の安全を確保するとともに火の元の安全を確認してください。現在、担当者が施設、設備等を点検しています。皆様の近くに負傷者がいたり、施設等の被害を確認できる場合は、事務室（又は警備員室等）に連絡してください。エレベーターの使用を禁止します。今後の放送に注意し、次の指示があるまでその場で待機してください。（2回以上繰り返す）

② 負傷者、施設等の被害状況を把握

負傷者、要救護者の状況を把握する。

建物、施設、設備等を点検し、異常の有無を把握する。

③ 被害状況の共有・分析、緊急対策の検討

学内外の被害情報を共有する。

本学の被害状況を踏まえ、緊急に必要とされる対策を検討する。

【※ 津波予報が発令された場合は、第3章「津波への対応」（18頁）を参照する。】

【※ 火災の発生を確認した場合は、第4章「火災への対応」（23頁）を参照する。】

避難の要否

帰宅させることの判断

授業の再開等

④ 校内への非常放送

施設等の被害の有無を説明し、避難の要否を伝える。
避難を要しない場合でも、逐次、学内外の被害状況等を伝える。
避難を要する場合は、避難場所、避難方法、避難後の点呼等について伝える。

例【避難の必要がない場合】

こちらは〇〇です。先ほどの地震による被害状況を確認中です。〇〇棟の全館、〇〇棟の〇〇階から〇〇階まで（〇〇部分について）確認した結果、異常ありませんでしたのでお知らせします。なお、今後も余震による落下物等に注意してください。また、安全が確認できるまで、エレベーターの使用を禁止します。（2回以上繰り返す）

【避難が必要な場合】

こちらは〇〇です。先ほどの地震による被害状況を確認中です。ただいま、〇〇棟〇階、〇〇側が〇〇の状況となっており、避難が必要な状況です。〇〇棟の皆様は自衛消防隊の指示に従い、〇〇側の階段を使用して避難してください。避難場所は〇〇〇です。（繰り返す）〇〇棟の皆様は自衛消防隊の指示に従い、〇〇側の階段を使用して避難してください。避難場所は〇〇〇です。なお、エレベーターは使用しないでください。

また、〇〇棟以外の全館（〇〇部分について）確認した結果、異常ありませんでしたのでお知らせします。なお、今後も余震による落下物等に注意してください。また、安全が確認できるまで、エレベーターの使用を禁止します。今後の放送にも注意してください。（2回以上繰り返す）

(3) 避難、帰宅状況の把握

①避難後の点呼

授業受講学生、研究室所属学生、ゼミ・演習室使用学生、一般学生等
（教員が中心となり把握する）

②帰宅させることの判断

帰宅対象学生の把握と安否確認体制（保護者への連絡）
帰宅できたかの確認

(4) 帰宅困難者への対応

飲料水、非常食の確保（備蓄）
宿泊、毛布等の確保（備蓄）
保護者への連絡

2 災害発生時のバックアップ態勢（平成30.12現在）

(1) 停電時に商用電源が利用可能な場所

旭川中学校 屋外 太陽光LED外灯 AC100V150W
釧路校 屋外 太陽光LED外灯 DC12V
附属函館プール 屋外 太陽光LED外灯 AC100V150W
附属特別支援学校 設備室内自家発電機 AC100V1,500W
岩見沢校 第3体育館内太陽光発電 AC100V1,500W
第3体育館前太陽光LED外灯 AC100V150W

上記に加え以下の施設では外灯の点灯と直流に限り利用可能

釧路校 管理前 太陽光LED外灯 DC12V
函館校 体育館横 太陽光LED外灯 DC12V

(2) 災害時に水が利用可能な施設（日常的に使用している貯水タンクの非常用水栓から水が出ます。カック内は容量）

札幌校中央機械室（45㎡）、旭川校ポンプ室（22㎡）、釧路校ボイラー室（17㎡）、
函館校ボイラー室（24㎡）、岩見沢校ポンプ室（19㎡）、

附属旭川中学校設備室（24㎡）、釧路附属学校受水槽室（15㎡）、
函館附属学校園ボイラー室（30㎡）

- (3) 災害時（停電時）にトイレの使用が可能な施設
旭川校教育科学棟、釧路校体育館、附属函館中学校
- (4) 津波避難階段が設置されている施設
釧路校（管理棟）、函館校（2号館、7号館）
- (5) バックアップ用サーバーの設置
情報化推進室バックアップ用のサーバーを旭川に設置（平成23年度）

3 救助要請への対応

災害発生時において、危機対策室に教職員又は学生等から、負傷あるいは閉じ込め等による救助の要請があった場合の対応は、次のことを基本とする。

(1) 大学敷地内における救助要請への対応

消防隊長は、次のことを総合的に判断し、隊員（職員）を指名、派遣することとする。

- 災害、被害状況の把握
- 要救助者の状況（負傷の程度、閉じ込めの状況等）
- 被害拡大の防止、二次災害発生の防止
- 派遣隊員の安全対策（服装、装備、派遣者数等）
- 消防機関への救助要請

なお、救助の要請に応えられない状況であると判断した場合は、要救助者の状況（負傷の程度、閉じ込めの状況等）を消防機関等へ通報する。

(2) 大学敷地外からの救助要請への対応

危機対策室長（各校等責任者）は、要救助者の状況（負傷の程度、閉じ込めの状況等）を消防機関等へ通報するとともに、当事者からも消防機関等へ救助要請を行うよう伝えることとする。

※ 本学では火災その他の災害発生時において、自衛消防組織（自衛消防隊）に応急救護係（班）を編成することとしている。応急救護係（班）の任務は、避難してきた負傷者への応急処置並びに救急隊との連携、情報提供を主としている。

4 原子力災害への対応

東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所において重大な事故が発生している。原子力災害は、放射線による被ばくの程度を直ちに把握することができず、災害への対処にも放射線等に関する知識を必要とするため、原子力災害が発生した場合は、国や事業者、道、市などが発信する各種情報を正確に受け止め、冷静・適切に行動することが求められる。

(1) 本学キャンパスと原子力発電所

北海道においては、北海道電力が設置する原子力発電所（泊発電所）があるが、本学のキャンパス所在地については、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲として国が定める、予防的防護措置準備区域^{注1}（原子力発電所から5km圏内）及び緊急防護措置準備区域^{注2}（原子力発電所から30km圏内）には入らない。

なお、函館市から30km圏内に入る青森県大間町において、原子力発電所が建設中である（運転開始時期未定）。

注1 予防的防護措置準備区域...放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域。

原子力発電所から概ね半径5km圏内の地域。

注2 緊急防護措置準備区域... 予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域。原子力施設から概ね半径5～30km圏内の地域（予防的防護措置準備区域を除く）。

(2) 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等

北海道においては、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されたことにより生ずる原子力災害の防災対策に関し定め、原子力災害対策を重点的に実施すべき市町村を、泊村・共和町・岩内町・神恵内村・寿都町・蘭越町・二セコ町・倶知安町・積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村としている。また、同計画では、緊急事態応急対策として、「事故状況等の把握及び通報連絡」「応急活動体制」「住民等に対する広報及び指示伝達」「緊急時モニタリング」「防護対策」「原子力災害医療活動」等を定めている。

札幌市においては、福島第一原発事故時の被害状況等を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）が策定されており、同計画では、緊急事態応急対策として、「屋内退避等の防護対策の実施」「飲食物の出荷制限・摂取制限等の実施」「市民への的確な情報伝達活動」「関係自治体（泊発電所周辺自治体）からの避難者の受け入れ・支援」等を定めている。

(3) 緊急時にとるべき行動

上記(2)の地域防災計画などを踏まえ、国や事業者、道、市などから情報が発信された場合は、情報を正確に受け止め、落ち着いて行動する。

○事故の発生などの知らせがあったら

- ・うわさや憶測に惑わされないで、落ち着いて行動する。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて災害情報を入手する。

○屋内退避の指示が出されたら

- ・すぐに自宅などの屋内に入り、外に出ない。
- ・すぐに自宅に帰れない場合は、最寄りの公共施設などに入る。

○避難などの指示が出されたら

- ・避難等の指示に従い、あわてず落ち着いて行動する。
- ・外出中などでどこに集合すればよいか分からない場合は、役場や警察等の指示に従う。

○水や食べ物の摂取制限が出されたら

- ・指示に従い、汚染のおそれのある飲料水を飲んだり、飲食物を食べたりしない。

（家の中に保管してあるものは問題ない。安全が確認され次第、制限が解除される。）

5 災害に関する情報

本学及び本学のキャンパス所在地等において発生した災害（一定規模以上のもの）に関する情報を本学ホームページの「災害に関する情報」に掲載し、情報提供を行う。

6 防災備蓄

大規模な災害に際しては、とりわけその初期段階において公的機関等からの援助、支援に限りがあり、満足な援助や支援が適時に受けられるという保証はないので、少なくとも災害発生後一定期間（3日間程度）、帰宅困難者や地域住民の避難等も含めた構内の被災者に対し、生活を維持するための物資や資機材を可能なかぎり準備、備蓄する必要がある。

地震に加え、大津波による被害を想定した「備蓄庫、備蓄物資の整備事業」（平成24年度補正予算）として措置されたものを主として、次のものが備蓄されている。

主な備蓄品（平成31.2現在）

キャンパス名	釧路校	釧路附属学校	函館校	函館附属学校
品名	数量	数量	数量	数量
毛布	931枚	1,000枚	990枚	1,076枚
マット	931枚	1,000枚	990枚	1,076枚
水（500ml）	9,600本		672本	6,480本
ビスケット	5,289個	2,340個	5,880個	8,700個
ラジオ	30台	40台	15台	70台
ヘルメット		492個		986個
防災頭巾		370個		100個

簡易トイレ(100回分)	70個	80個	67個	63個
発電機	1台	2台		
石油ストーブ	2台	3台	10台	43台
担架	3台	2台		
トランシーバー				
背負い式飲料水袋(10L)	75枚	75枚	75枚	75枚

キャンパス名	札幌校・事務局	札幌附属学校	旭川校	旭川附属学校	岩見沢校
品名	数量	数量	数量	数量	数量
毛布		447枚		900枚	
マット					1枚
水(500ml)		1,316本			
ビスケット	360個	1,355袋	120個		120個
ラジオ	7台	3台		25台	3台
ヘルメット	2個				8個
防災頭巾					
簡易トイレ(100回分)		16個		50個	
発電機			2台	4台	
石油ストーブ	7台		6台	7台	6台
担架	1台				7台
トランシーバー	8台				6台
背負い式飲料水袋(10L)	75枚		75枚	75枚	75枚

※上記以外に、附属札幌中学校では「白米、420食」を備蓄している。

7 復旧対応

危機収束後の復旧は、日々刻々と変化する災害時の状況に柔軟に対応しながら、施設、人員、資材などすべてが十分でない条件のもとで、いかに効率的に業務をこなしていくかが大切である。

【被災後の安全確認】

- ① 速やかに障害物の除去など被災後の片付けを行い、必要に応じて応急処理や危険箇所への立ち入り禁止措置などの安全策を講じる。
- ② 施設に異常が認められる場合には、専門家による危険度調査などを実施し、安全性の確認を行う。
- ③ 浸水などにより施設内が汚染された場合には、防疫薬剤の散布など衛生管理に必要な措置を講じる。
- ④ 電気、ガス、水道などのインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に電気系統に浸水被害がある場合は、安全を確認するまで通電を行わないようにする。ガス、水道も同様に配管の点検調査後に使用する。
- ⑤ 燃料や危険物の漏れ出しがないか確認する。

8 復旧対策

早期復旧は大学の運営に関わる問題であるが、すべての業務を一度に復旧させるのは困難であることから、重要な業務から優先順位をつけ対応する。また、教育活動の再開に数日以上のかかる場合は、全学方針のもと教職員、学生、保護者等関係者に対して授業や業務再開時期の情報伝達を行う。

速やかに教育、研究活動を回復させるために以下の事項について可能なものから着手する。

- ① 学生等に対する教育環境の整備及び教職員に対する勤務環境の整備
- ② 学生等及び教職員に対するメンタルケア
- ③ 施設・物品等の被害状況の調査、修繕及び調達
- ④ 被害状況の調査確認後、写真やビデオなどの資料とともに現況を確実に記録する。
- ⑤ 災害後の不審者への対応、物品や現金に対する防犯対策
- ⑥ 早期復旧のための関係機関への迅速、的確な被害報告
- ⑦ 被害の拡大や二次災害の危険がないよう、崖崩れや建物などの倒壊のおそれがある危険区域の発見と状況に応じた立ち入り禁止の措置

第3章 津波への対応

1 津波への備え

(1) 北海道防災会議地震専門委員会による北海道太平洋沖での想定地震の規模が見直され、従来のマグニチュード8.6から9.1に引き上げられた。これに伴い、津波の高さも最大34.6mと想定され、その津波浸水予測図が公表された。(太平洋沿岸・平成24.6、日本海沿岸・平成29.2公表)

(2) 釧路市及び函館市は浸水地域に入っており、釧路校及び函館校は浸水被害が予測される。本学においても、北海道が公開している津波浸水予測図に基づき、札幌校（地区）、釧路校及び函館校の津波ハザードマップを作成し（釧路及び函館の附属学校は浸水地域対象外）、キャンパスマスタープラン2010改訂版に加えている。(平成26.6施設マネジメント委員会)

当該キャンパスにおいて、避難場所、避難経路の確保の初期対応を適切に行う必要がある。

2 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

※気象庁リーフレット「津波警報が変わりました」より引用

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安全と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	標高の低いところを津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海に中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。

3 津波発生時の安全対策

(1) 津波予報の発令

地震が発生した場合は、津波予報に注意し、その情報を速やかに伝え、特に、津波警報が発令された場合は、安全確保のため、直ちに高い建物の上階へ避難させることが求められる。

(2) 危機対策室設置

① 校内への非常放送

例【津波の危険性がない場合】

この地震による、津波の心配はありません。

【津波注意報が発令された場合】

津波注意報が発令されました。今後の情報に注意を払うとともに、避難経路、避難場所を確認してください。

【津波警報が発令された場合】

津波警報が発令されました。高い津波が来ます。急いで、今いる場所より高い場所に避難してください。警報が解除されるまで避難場所にとどまってください。

【大津波警報が発令された場合】

大津波警報が発令されました。巨大な高さの津波が来ます。急いで、今いる場所より高い場所に避難してください。警報が解除されるまで避難場所にとどまってください。

② 構内（グラウンド等）にいる学生等への避難指示

例【津波警報又は大津波警報の発令】

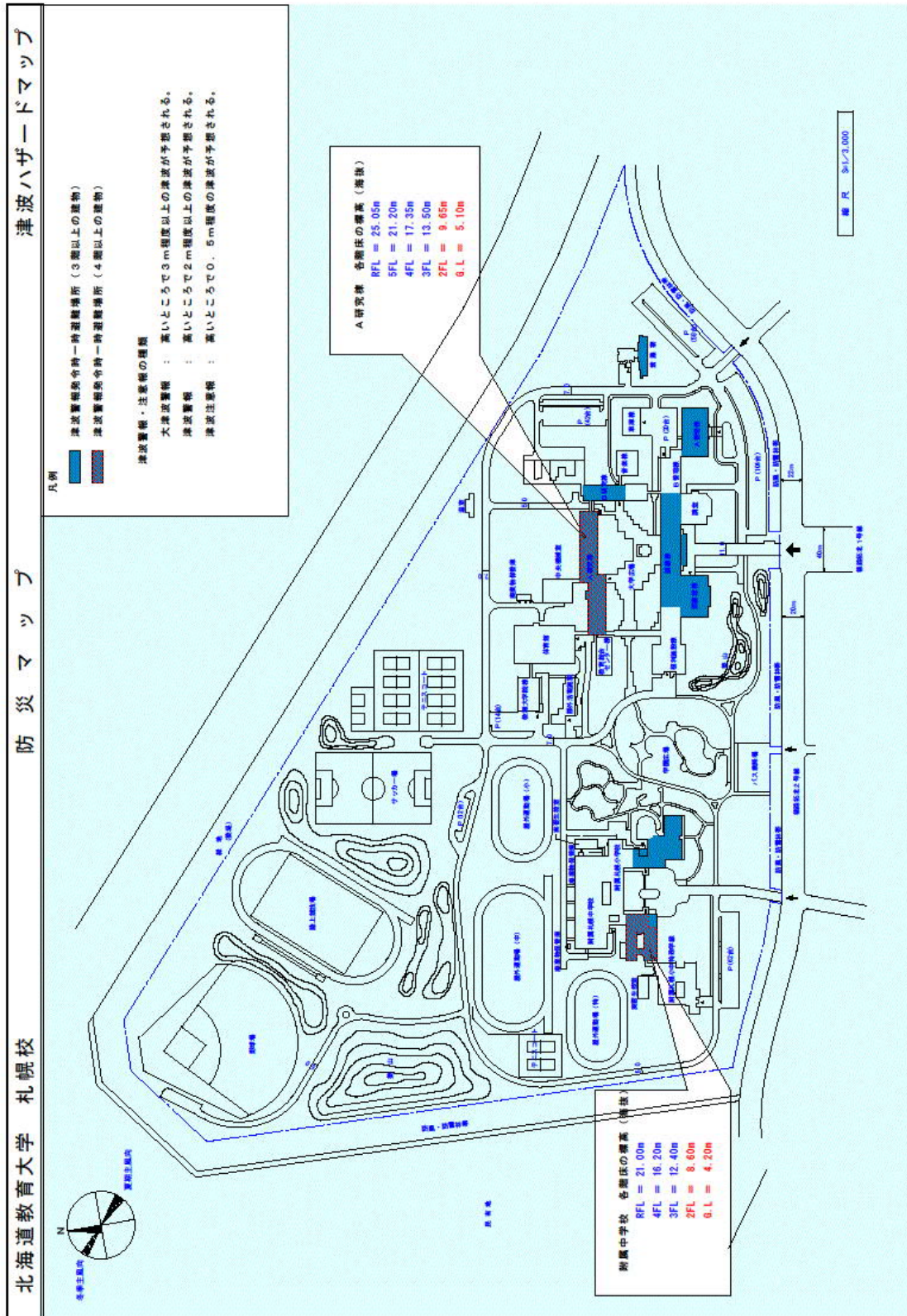
津波が来ます。急いで、高い場所に避難してください。

③避難解除後の点呼

授業受講学生、研究室所属学生、ゼミ・演習室使用学生、一般学生等
（教員が中心となり把握する）

釧路校及び函館校では、屋上を津波災害時の避難場所として使用できるよう、校舎の外側に非常階段を整備している。災害の際は大学関係者だけでなく地域の方々も利用できるよう、非常階段までの誘導板を設置している。

4 防災マップ（津波ハザードマップ） ※キャンパスマスタープラン2016より抜粋



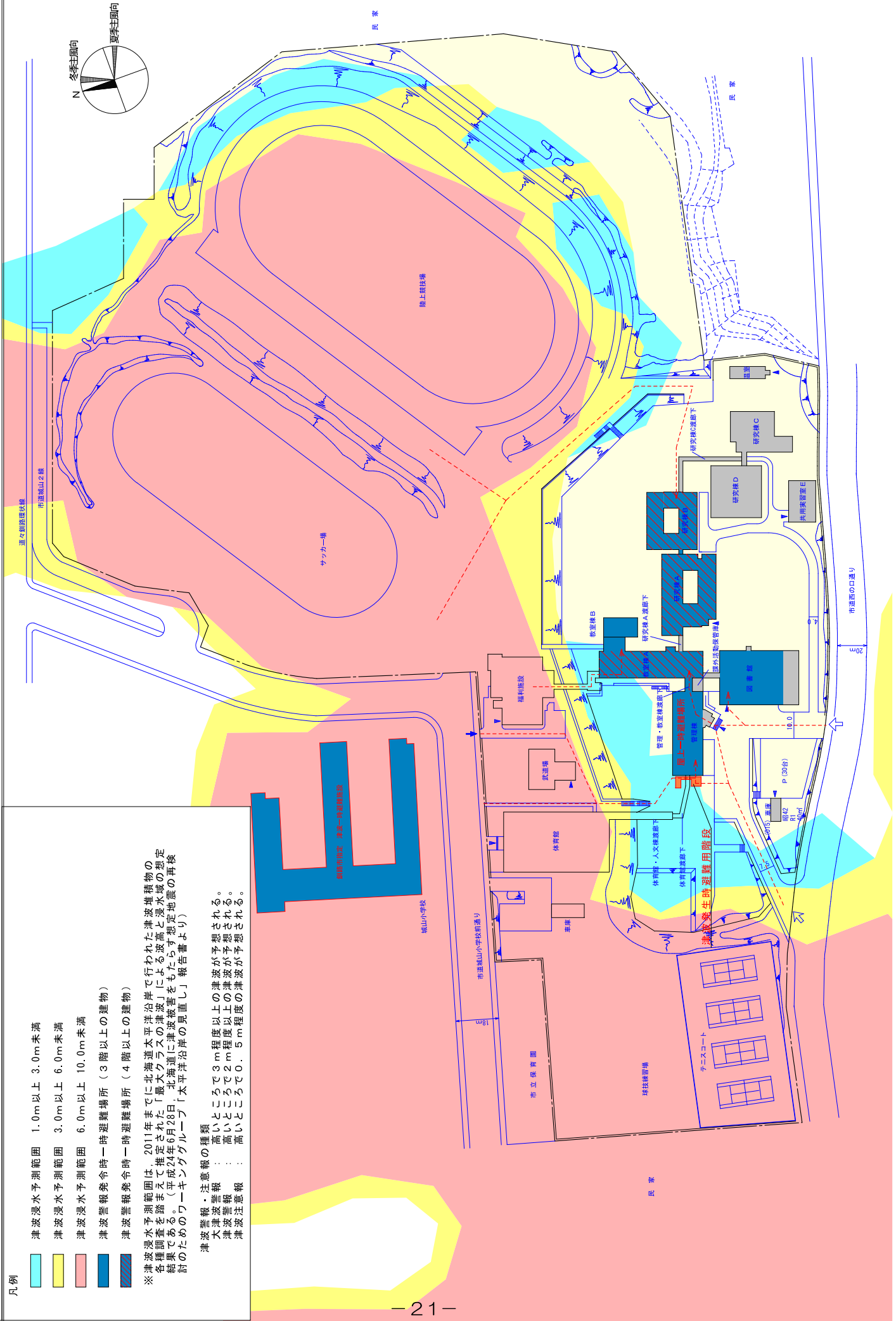
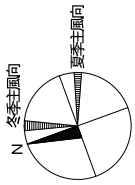
凡例

- 津波浸水予測範囲 1.0m以上 3.0m未満
- 津波浸水予測範囲 3.0m以上 6.0m未満
- 津波浸水予測範囲 6.0m以上 10.0m未満
- 津波警報発令時一時避難場所（3階以上の建物）
- 津波警報発令時一時避難場所（4階以上の建物）

※津波浸水予測範囲は、2011年までに北海道太平洋沿岸で行われた津波堆積物の各種調査を踏まえられた「最大クラスの津波」による波高と浸水域の想定結果である。（平成24年6月28日、北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討のためのワーキンググループ「太平洋沿岸の見直し」報告書より）

津波警報・注意報の種類

- 大津波警報 : 高いところでも3m程度以上の津波が予想される。
- 津波警報 : 高いところでも2m程度以上の津波が予想される。
- 津波注意報 : 高いところでも0.5m程度の津波が予想される。



第4章 火災への対応

1 自衛消防隊の活動

大地震により災害が発生した場合、消防機関へ通報しても、消防隊が現場に到着するまでに時間を要し、現場に到着できないこともあり得るので、その間、学内の自衛消防隊の活動で被害を最小限に抑えなければならない。

自衛消防隊の組織、任務等については、各校、各地区ごとに制定している防災管理内規、防火管理規則又は防火・防災管理規則（11頁を参照）に基づく要項、要領又は消防計画等において定められている。

毎年、地震に伴う二次災害の発生を想定した総合防災訓練を実施しているところであるが、火災が発生した場合は、訓練実施要領を参考に、あわてず、安全に対処することが求められる。

2 火災発生時の安全対策

(1) 火災発生の確認

初期消火

消火が無理なら、119番通報

火元からの避難

(2) 危機対策室設置

① 119番通報の際のポイント

「あわてず、ゆっくり、はっきり」と通報する。

「大学名、住所、自分の氏名」をしっかりと伝える。

「どこで、なにが、どれくらい」燃えているか伝える。

② 校内への非常放送

例【火災報知器作動】

こちらは〇〇です。ただいま、〇〇棟〇階で火災報知器が作動しました。担当者が確認していますので、次の放送があるまで静かにお待ちください。（2回以上繰り返す）

【火災発生】

こちらは〇〇です。ただいま、〇〇棟〇階、〇〇側で火災が発生しました。〇〇棟の皆様は自衛消防隊の指示に従い、〇〇側の階段を使用して避難してください。避難場所は〇〇〇です。なお、エレベーターは使用しないでください。（2回以上繰り返す）

【火災消火】

こちらは〇〇です。〇〇棟〇階の火災は、消火されました。なお、〇〇の火災現場付近は危険ですので、立ち入らないようお願いします。（2回以上繰り返す）

【火災消火、安全確認】

こちらは〇〇です。〇〇棟〇階から発生した火災は消火が確認されました。また、〇〇階から〇〇階まで（〇〇部分について）確認した結果、異常ありませんでしたのでお知らせします。なお、安全が確認できるまで、エレベーターの使用を禁止します。（2回以上繰り返す）

③ 避難後の点呼

授業受講学生、研究室所属学生、ゼミ・演習室使用学生、一般学生等
（教員が中心となり把握する）

第5章 安否確認体制

大地震等が発生し、大学の建物等に被害が生じた場合は、怪我人や行方不明者を速やかに捜索し、人的被害を最小限に抑えるための安否確認を行う。

また、学外での実習や課外活動中、あるいは休日や帰省中に大規模な災害に遭遇することも考えられるが、災害発生後の教育・研究等の速やかな再開や被害を受けた学生に対する就学支援等の施策を検討する上でも全構成員の安否を迅速に把握し、その被災情報を共有することが重要となる。

1 安否確認システム

安否確認システムは、地震等の大規模災害発生時に、予め登録された携帯電話等のメールアドレスに大学から安否確認のメールを発信し、その回答を受信することにより、本学の学生・職員の安否状況を迅速に把握することができるシステムである。

学生においては、保護者のメールアドレスを合わせて登録することにより、学生が回答した安否情報を保護者にもメール送信される。

2 緊急連絡網

安否確認システムの補助的手段として、二次的な安否の確認方法を持たなければならない。また、安否確認システムを活用するに至らない程度でも、対象者を限定した安否の確認が必要となることがある。そのため、学生指導教員と指導学生との間で緊急連絡網を準備し、学生一人一人の安否を確認する体制を整備しておく。

安否確認システムによる安否確認を行う場合、併せて、教員においては、速やかに緊急連絡網により指導する学生の安否を確認し、当該結果を学生支援課又は教育支援グループを介し、キャンパス長等に報告する。

3 その他

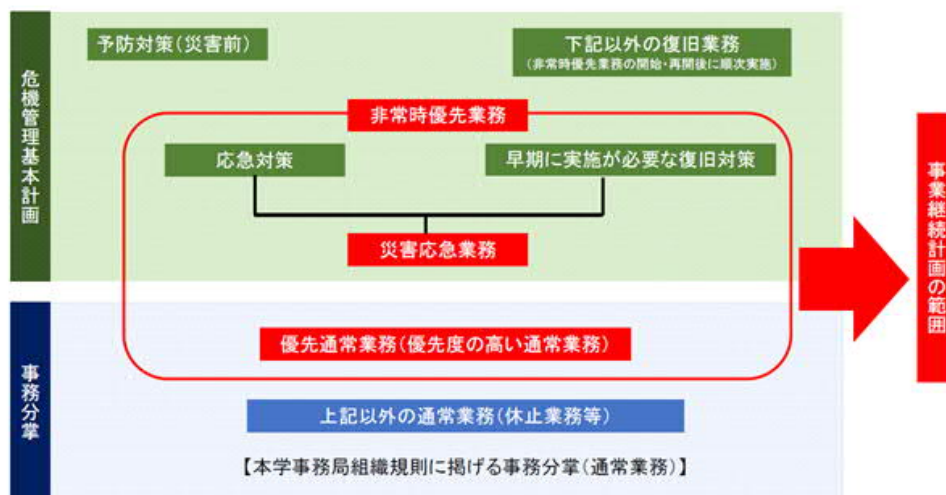
災害発生時に安否確認システムを利用した安否確認を実施する際は、本学ホームページに開設する「災害に関する情報」ページにおいて、システム未登録者、確認メール未達者、確認メールURLから回答できない者等から安否状況の報告をもらう機能を持たせる。

第6章 業務、教育活動の再開

1 事業継続計画

事業継続計画とは、大規模災害時において、応急対策や優先度の高い通常業務を実施し、平常時の業務レベルまで向上を図るための計画である。本学においても事業継続計画を定めている。（平成31年4月10日策定）

事業継続計画の全体イメージ



(1) 基本方針

- ◆ 非常時優先業務を確実に実施する。そのうち、災害応急業務は最優先で実施する。
- ◆ 全学の連携を密にし、全学が一体となって非常時優先業務を実施する。
- ◆ 非常時優先業務実施に必要な人員、資源等は全学で調整する。
- ◆ 非常時優先業務以外の業務については、可能な限り休止又は縮小し、状況を見ながら、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次、再開を目指す。

(2) 目標

- ① 本学の役員、教職員、学生、生徒、児童、幼児及び本学において業務を行うことを認められた者の安全を確保する。（例：安全確認、被害状況の把握等）
- ② 学生、生徒、児童及び幼児の修学環境を確保し、修業年限内に卒業又は修了させる。（例：授業時間の確保、単位認定、学位等の授与、各種証明書発行、就職支援等）
- ③ 入学試験業務等に万全を期す。（例：入学試験の準備、実施、合格発表等）
- ④ 教育、研究の環境を早期に復旧させる。（例：教育研究環境の提供、大学生活への支援）

(3) 優先通常業務（優先度の高い通常業務）

通常業務のうち、大学運営や教育研究活動に重大な影響がでるため中断できない、又は中断しても早期再開を必要とする業務を「優先通常業務（優先度の高い通常業務）」として、当該各業務に、優先度と概ねの業務開始目標時間を設定している。（事業継続計画、第7章 優先通常業務（優先度の高い通常業務）想定一覧）

2 業務、教育活動の再開

「大規模地震発生時における時系列行動計画」は、地震発生から3日までの対策本部における対応をまとめているが、それだけで「教育活動他、大学の業務を再開する」ことはできない。

例えば、頻繁な余震発生、校舎の損壊、交通機関の運休や乱れの継続、多くの学生が負傷・行方不明にある状況下においては、教育活動を含む大学の業務を再開することは容易でない。また、校舎の損壊状況によっては、代替の場所、施設等において業務を再開しなければならないことも想定しておく必要がある。

災害発生時における緊急連絡体制、安否確認体制の確保とともに、災害発生後における諸条件を踏まえ、早期の業務、教育活動の再開を目指す体制づくりが必要である。

地震発生から3日までの間において、地震発生後における諸条件を踏まえつつ、早期の業務、教育活動の再開が可能かどうかを判断できるよう努力する。

(1) 授業の停止を検討する

→災害発生直後の授業停止は、安全の観点から授業実施者によって停止する

(2) 全学判断を実施する

授業を停止する

→全学方針を決定し、周知する。

授業の再開を検討する

→安否確認を実施する

→ライフラインの途絶状況を確認する

→建物の被害、危険度を判定する

(3) 授業の再開準備をする

学生・教員の5割以上が出席可能

教室等が使用できる

→授業の再開、学業成績の認定方法等について、学内における連絡・調整を行う。

→授業再開のスケジュール等について、教員、学生に対し速やかに漏れなく伝達する。

→学生関係諸行事及び学生周知事項の実施に関し、連絡調整を行い、適当な広報手段により学生等関係者に周知を図る。

(4) 授業を再開する

速やかな授業再開を目指す。

第7章 地域社会との連携

1 地域への協力

自治体の地域防災計画で定められている事業者の責務にかかわらず、企業や大学等は本来的に災害時において可能な範囲で来訪者や周辺住民の安全確保や支援を果たすことの社会的使命を有している。このため周辺自治体や住民から以下のような要請があることを想定し、大学の災害活動との折りあいをつけながら教育機関として無理のない範囲で支援を行う。

- ① 物品（食料、飲料水、毛布等）の提供
- ② 被災住民の一時避難場所の提供
- ③ 負傷者の救助や搬送
- ④ 宿泊場所の提供
- ⑤ 復旧器財の貸し出し 等
- ⑥ 災害に関係する研究者の派遣
- ⑦ 学生ボランティアの派遣

2 避難場所及び避難所の指定

キャンパス所在地の自治体が避難場所及び避難所に指定する本学の施設は次のとおり。

所在地	避難場所	避難施設
旭川市		旭川校
		附属旭川小学校
		附属旭川中学校
釧路市	釧路校グラウンド	釧路校
	附属釧路義務教育学校（前期課程）グラウンド	附属釧路義務教育学校（前期課程）
	附属釧路義務教育学校（後期課程）グラウンド	附属釧路義務教育学校（後期課程）

釧路校及び函館校では、屋上を津波災害時の避難場所として使用できるよう、校舎の外側に非常階段を整備している。災害の際は大学関係者だけでなく地域の方々も利用できるよう、非常階段までの誘導板を設置している。

3 北海道地区国立大学等間の連携・協力

北海道内の文部科学省所管の13国立機関（7大学、4高等専門学校及び2青少年教育施設）が、大規模災害等が発生した場合に、互いに連携・協力して、被災した大学等に対し迅速かつ的確な支援及び復旧活動を行うとともに、被災地域の復旧・復興にも寄与していくことに合意し、大規模災害等発生時における北海道地区国立大学等間の連携・協力に関する協定を締結（平成30.2.23）している。

国立大学法人

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、釧路工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立大雪青少年交流の家、国立日高青少年自然の家

【参考資料】

○国立大学法人北海道教育大学危機管理規則

(平成30年3月13日平成29年規則第18号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、危機又はリスク(以下「危機等」という。)に対し、国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)が迅速かつ適切に対処するため、本学における危機管理及びリスク管理(以下「危機管理等」という。)に係る体制を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 地震、風水害、火災、テロ、重篤な感染症の発生等により、本学又は役職員・学生等の生命、身体、財産その他の権利利益に重大な損害(以下「被害等」という。)を与えるおそれのある緊急の事象又は状態をいう。
- (2) 危機管理 危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況を把握・分析すること並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するための対処をいう。
- (3) リスク 本学又は役職員・学生等の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある一切の潜在的可能性をいう。
- (4) リスク管理 リスクの洗い出しを行い、リスクの顕著化を防ぐために行う措置をいう。
- (5) 各校等 札幌校、旭川校、釧路校、函館校、岩見沢校(以下、これらを区別せず、単に「各校」という。)、教職大学院、学校臨床心理専攻、附属図書館、全学教育研究支援機関、保健管理センター、附属学校(園)又は事務局をいう。
- (6) 各校等責任者 各校等の長をいう。
- (7) 部署 事務局を構成する部、課、室等の組織をいう。
- (8) 役職員・学生等 本学の役員、職員、学生、生徒、児童、幼児及び本学において業務を行うことを認められた者をいう。

(基本理念)

第3条 本学における危機管理等に係る基本理念は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機による被害等の最小化及び被害等からの迅速な回復を図るため、必要な対応策を講ずる。
- (2) 各校等及び部署の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、役職員・学生等一人一人が自発的に危機に対応できるよう教育及び啓発活動を促進する。
- (3) 危機に備えるための適切な措置を講ずるとともに、科学的知見及び過去の経験から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 危機が発生した場合において、的確に危機の状況を把握した上で、役職員・学生等の生命及び身体の安全を確保することを最優先に、人員、物資その他の資源を適切に配分するとともに、本学の事業活動の継続又は速やかな再開に努める。

(危機管理の対象)

第4条 この規則において、危機管理の対象となる事象は別表のとおりであって、組織的かつ集中的な対応が必要なものをいう。

(学長等の責務等)

第5条 学長は、本学における危機管理等を総括する責任者として、全学的な危機管理等を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事は、学長を補佐し、それぞれの掌理する業務に関わる危機管理等の充実を図らなければならない。
- 3 各校等責任者は、当該各校等における危機管理等の責任者として、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該各校等における危機管理等の推進に努めなければならない。
- 4 役職員・学生等は、自ら危機に備えるための手段を講ずるとともに、本学が行う危機管理等に関する研修、訓練に積極的に参加する等して、危機管理等に係る自己啓発に努めなければならない。

(学長の代理)

第6条 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事がこの規則に定める学長の職務を代理する。

(危機管理担当理事等)

第7条 学長は、理事又は副学長のうちから、危機管理等に係る業務を担当する理事又は副学長(以下「担当理事等」という。)を指名する。

(他の規則等との関係)

第8条 危機管理等については、他の規則又は法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。

第2章 平常時における危機管理等

(危機管理委員会)

第9条 国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号)第10条第1項の規定に基づき、本学に、国立大学法人北海道教育大学危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この規則の実施を推進するとともに精査を行い、必要があると認めるときは、修正を行うよう学長に意見を述べること。
- (2) 危機管理基本計画の策定等、全学的な危機管理等に関すること。
- (3) 第11条第1項に基づき各校等が行う措置を把握し、必要と認めるときは、各校等に対して必要な指示を行うよう学長に意見を述べること。
- (4) 役職員・学生等に対する危機管理等に関する教育及び啓発活動を行うこと。
- (5) その他危機管理等に関し必要なこと。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) キャンパス長
- (5) 教職大学院長
- (6) 学校臨床心理専攻長
- (7) 附属図書館長
- (8) 保健管理センター長
- (9) 事務局長
- (10) 監査室長

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、担当理事等をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

6 委員会の庶務は、総務企画部総務課において行う。

(各校等が行う危機管理等)

第11条 各校等は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危機等に関する情報の収集及び分析を行い、危機となりうるリスクを発見した場合、その他危機管理等に関して重大な事項を認識した場合には、その旨を学長に報告すること。
- (2) この規則に基づき、各校等における危機等に対する具体的な対応マニュアルの策定及び修正を行うとともに、これを周知すること。
- (3) 役職員・学生等に対して、防災訓練、研修、その他危機管理等に対する教育及び啓発活動を実施すること。
- (4) 危機に対応するための物資及び資材の備蓄、整備及び点検を行うこと。
- (5) 危機に対応するための施設及び設備の整備及び点検を行うこと。
- (6) その他必要な措置

2 各校等は、第9条第2項第3号の指示を受けた場合は、速やかにこれに従わなければならない。

(危機事象発生への対応等)

第12条 役職員・学生等は、危機となりうるリスクを発見したときは、速やかに、その旨を各校等責任者若しくは自らが所属する部署の長、又は近くの職員等に報告しなければならない。

第3章 危機発生時における危機管理

(危機事象に関する通報等)

第13条 役職員・学生等は、危機が発生したときは、直ちに、その旨を各校等責任者若しくは自らが所属する部署の長、又は近くの職員等に通報するよう努めなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、直ちに、その旨を各校等責任者に通報しなければならない。

3 各校等責任者は、第1項若しくは第2項の通報を受け、又は自ら第1項の事象を発見したときは、直ちに学長及び担当理事等に報告しなければならない。

(危機対策本部等の設置)

第14条 学長は、前条第3項又は第17条第6項の報告を受けた場合、若しくは、同条第5項の申し出があった場合であって、当該危機に対して全学的に対応する必要があると判断したときは、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

2 学長は、前条第3項の報告を受けた場合であって、当該危機に対して各校等において対応する必要があると判断したときは、速やかに、各校等責任者に対し、危機対策室を設置するよう指示する。

(対策本部の組織)

第15条 対策本部の組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括し、副本部長及び本部員を指揮監督する。

(2) 副本部長は、理事のうちから本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員は、理事、副学長、事務局長及び当該危機に係る事務を所掌する部署の長をもって充てる。ただし、本部長が必要であると判断した場合には、本部員に各校等責任者を加えることができる。

2 対策本部の庶務は、当該危機に係る事務を所掌する部署において行う。ただし、当該部署が明らかでない場合、複数の部署にわたっている場合、又は本部長が特に重大な危機であると判断した場合は、総務企画部総務課において行う。

3 対策本部の組織、運営その他対策本部に関して必要な事項は、委員会があらかじめ定める。

(対策本部の所掌業務等)

第16条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。

(2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。

(3) 危機に係る役職員・学生等への情報提供に関すること。

(4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。

(6) 事業継続計画の策定に関すること。

(7) 各校等の危機対策室に対する指揮監督に関すること。

2 対策本部は、危機に対して迅速に対処するため必要と認めるときは、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議を含め、本学の規則等で定める手続きを省略することができる。ただし、審議を省略した場合、本部長は、第19条の宣言を行った後速やかに、省略した審議に係る会議体に対し、必要な報告を行うものとする。

3 対策本部は、当該危機に対して各校等において対応する必要があると判断したときは、各校等責任者に対して、危機対策室を置くよう指示する。

(危機対策室)

第17条 各校等責任者は、第14条第2項又は前条第3項の指示があったとき、若しくは、第13条第3項の報告を行う場合であって、当該危機に対して各校等として対応する必要があると判断したときは、当該各校等に危機対策室を設置する。

2 各校等責任者は、危機対策室を設置したときは、この旨を、遅滞なく学長に報告しなければならない。

3 危機対策室に室長(以下「室長」という。)を置き、各校等責任者をもって充てる。

4 室長は、危機対策室が行う業務を総括するものとし、同業務を遂行するにあたっては、他の各校

等責任者と密接に連携し、相互に協力しなければならない。

5 室長は、当該危機に対して、全学的に対応する必要があると判断したときは、学長に対して、対策本部を設置するよう申し出る。

6 室長は、学長又は対策本部に対し、随時、危機の状況、危機への対応方針及び対応状況等を報告するとともに、学長又は対策本部の指示に従わなければならない。

7 危機対策室の組織、運営その他危機対策室に関し必要な事項は、別に定める。
(役職員・学生等の義務)

第18条 役職員・学生等は、対策本部又は危機対策室の指示に従わなければならない。

(対策本部等の解散)

第19条 本部長又は室長(ただし、対策本部及び危機対策室が共に設置されているときは、本部長とする。)は、危機が収束したと判断したときは、その旨を宣言するとともに、対策本部又は危機対策室を解散する。

第4章 雑則

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年3月13日から施行する。

2 国立大学法人北海道教育大学危機管理要項(平成19年3月27日制定)は、廃止する。

附 則(平成31年4月10日平成31年規則第4号)

この規則は、平成31年4月10日から施行する。

附 則(令和2年4月20日令和2年規則第13号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日令和2年規則第166号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日令和3年規則第33号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係) 危機管理の対象

1 役職員・学生等の生命・安全に直接影響を及ぼす事象

区分	事象	具体例等
災害	地震等	地震等による人的、物的被害
	台風、豪雨、落雷等	台風、豪雨、落雷等による人的、物的被害
事件・事故	火災、爆発	火災、爆発による人的、物的被害
	施設の事故等	施設に起因する人的、物的被害
	教育・研究活動等に係る事件・事故	実験、フィールドワーク、実習等の事故、いじめによる重大事態
	テロ・破壊活動	テロ・破壊活動による被害
疾病	不審者	不審者侵入による盗難、傷害等
	感染症	SARS、インフルエンザ等
	食中毒	0-157等

2 大学の経営に損失を及ぼす主な事象

区分	事象	具体例等
情報システム	システム停止	システム停止による業務停止
	ウイルス感染	コンピュータのウイルス感染
	ネットワーク障害	ネットワーク障害、ハッキング

3 大学の社会的な信用を損なう主な事象

区分	事象	具体例等
機密情報	機密情報漏洩	データ持ち出しによる事故、メール誤送信等
個人情報	個人情報漏洩	データ持ち出しによる事故、メール誤送信等

入試情報	入試業務ミス	出題ミス、合否判定ミス等
海外渡航	海外渡航中の事故等	海外における事件・事故等
その他の労働 災害	危険・有害業務災害	危険作業、有害作業での事故
	労働災害	労働災害
法務・倫理	著作権侵害等	著作権侵害、特許侵害
	論文盗用等	論文盗用、実験結果ねつ造
	研究費の不正使用	研究費の不正使用
	利益相反行為	利益相反状況放置
	その他のコンプライ アンス違反	その他のコンプライアンス違反
不祥事・犯罪	不祥事・犯罪	役職員・学生等の不祥事、犯罪
	セクシュアル・ハラス メント	役職員・学生等のセクシュアル・ハラスメント
	その他のハラスメント	役職員・学生等のアカデミック・ハラスメント等
環境	実験による汚染	遺伝子組換、動物実験等による汚染
	廃棄物等による汚染	廃棄物・有害物質の流出による汚染